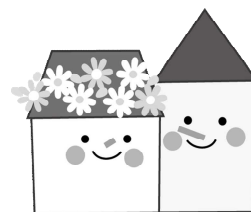


令和4年度 筑後市住宅小規模改修事業補助金制度

子育て世帯、三世帯同居世帯または移住世帯の方が、市内の施工業者によって、現在お住いの住宅を改修される場合、その費用の一部を市が補助いたします。



1. 申し込みの資格（全てに該当する方です）

- 申込時点において、筑後市に住民登録をしている方。（移住世帯を除く）
- 補助の対象となる住宅に居住している世帯主。（空き家バンク登録空き家である場合は、交付申請を行う時点において当該住宅に居住する予定である者を含む。）
- 補助対象工事を行う住宅の所有者又は所有者の3親等以内の親族である方。
- 子育て世帯、三世帯同居世帯又は移住世帯の世帯主である方。
- 過去に同一世帯の方も含め同補助制度（平成21年度～令和3年度の筑後市住宅改修補助金制度を含む）を利用していない方。
- 対象となる改修工事について、国または県の補助金等を受ける予定がない方。
- 対象となる改修工事について、市が実施している他の補助金もしくは改修費の交付または用具の給付を受ける予定がない方。
- 市税、国民健康保険税及び市の各種資金の貸付けについて、滞納していない方。（同一世帯の方を含む。）
- 暴力団員及び暴力団関係者ではない方。

○ 子育て世帯、三世帯同居世帯または移住世帯について

<子育て世帯>

- 補助金の交付申請日において18歳未満の子どもがいる世帯（移住世帯を除く）

<三世帯同居世帯>

- 三世帯で同居する世帯又は同居を開始しようとする世帯（移住世帯を除く）

<移住世帯>

- 申請年度の前年度4月1日から補助事業の完了報告日までの間に生活の本拠を有する市外から移り住み、筑後市の住民基本台帳に記録された世帯
- 筑後市の住民基本台帳に記録された日の前1年間に筑後市の住民基本台帳に記録されていない方
- 補助金の交付申請を行う日の属する年度の前年度の4月1日以降に補助対象工事を行う住宅を購入した方

2. 補助対象工事

- 市内の施工業者(中小企業に限る)が施工する改修工事。
- 専用住宅若しくは併用住宅の居住部分若しくは集合住宅の専有部分又は設備に係る補修工事又は改善工事。
- 専用住宅若しくは併用住宅の居住部分又は集合住宅の専有部分に係る増築工事。
- 補助金の交付決定日後に着手する工事。
- 年度末までに施工及び工事代金の支払が完了し、完了報告ができる工事。

3. 補助対象経費及び補助金額

補助対象工事費が10万円以上300万円以下(消費税別)の工事。ただし、備品に係る経費は除く。

世帯種別	補助金額
子育て世帯	補助対象工事費の10/100(上限10万円)
三世帯同居世帯	
移住世帯	補助対象工事費の10/100(上限20万円)

補助対象住宅が空き家バンク登録空き家である場合は、10万円を加算する。ただし、その額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費の額を補助金の額とする。

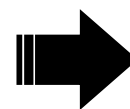
【改修工事の例】

屋根・天井・外壁・内壁・床の改修、防音・断熱・間取りの変更工事、浴室・台所・トイレなど水回りの改修、耐震工事など居住部分の補修工事、改善工事が対象。

専用住宅若しくは併用住宅の居住部分又は集合住宅の専有部分に係る増築工事。

注意事項！

- 外構設備(門、車庫、カーポート、塀、柵、垣根などの構造物、植栽等)の改修工事、給湯設備(ボイラーなど)の取替工事
- 家具や電気製品の購入などによる付帯工事など
- 年度をまたいでの改修工事
- シロアリ等の害虫駆除



対象外

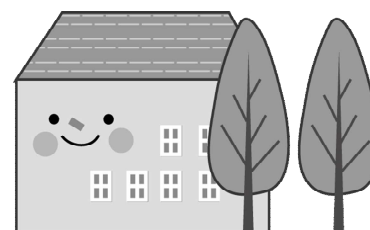
5. 受付期間

令和4年4月11日(月)～令和5年2月末頃

※予算枠を超えた場合は、その時点で受付を締め切ります。

※交付決定後に着工できますので、早めに申請をお願いします。

(申請後、審査を行います。審査には一ヶ月程度時間を要しますのでご了承ください。)



6. 申し込み方法

お申し込みは、受付期間内に以下の書類を商工観光課まで提出してください。郵送でも受け付けます。
(FAXは不可)

※申請書等は、市役所ホームページよりダウンロードできるほか、商工観光課にて配布しております。

- (1) 筑後市住宅小規模改修事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 改修工事見積書および内訳書の写し(施工業者の印が押印されているもの)
- (3) 住宅位置図(付近見取図) (4) 住宅配置図(敷地内見取図)
- (5) 改修工事箇所の図面 (6) 改修工事前の日付入り現場写真
- (7) 空き家バンク物件交渉申込書の写し(空き家バンク登録空き家の場合)
- (8) 筑後市住宅小規模改修事業補助金交付申請書調書
- (9) 補助対象経費明細書

※必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※交付申請時の工事予定金額を上回る変更申請の受付はできません。

7. 工事完了の報告

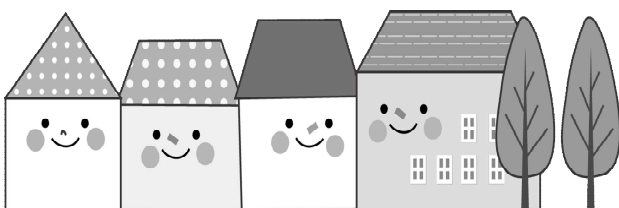
改修工事が完了しましたら、工事完了後1か月もしくは翌年度の4月10日のいずれか早い日まで
に次の書類を提出してください。

- (1) 筑後市住宅小規模改修事業補助金実績報告書(様式第5号)
- (2) 領収書の写し
- (3) 改修工事後の日付入り現場写真(提出した写真と同じ位置から写したもの)
- (4) 住宅の所有権が所有者に属することがわかる書類(空き家バンク登録空き家の場合)
- (5) 住民票の除票または戸籍の附票(移住世帯の場合)
- (6) 請求書(筑後市所定のもの)
- (7) 振込先の通帳の写し(表紙をめくって支店名・カタカナで書かれた氏名等が書かれたページ)
- (8) 補助対象経費明細書

※必要に応じて実地調査を行う場合があります。

8. 補助金の支払いについて

工事完了の報告後、2~3週間を目途に振込先(ご指定の金融機関口座)にご入金いたします。



—お問い合わせ—

筑後市役所 商工観光課

Tel 0942-65-7024 / Fax 0942-53-4234